

労働者協同組合の定款は、組合の目的、事業、組織運営のルールを定めた根本規則であり、組合の最高規範とも言える最も重要な文書です。設立後の円滑な運営のため、法律で定められた項目を漏れなく記載し、組合の実態に合った内容を組合員全員で話し合いながら作成することが不可欠です。

定款に必ず記載すべき 15 項目（絶対的 necessary 記載事項）

労働者協同組合法第 29 条により、以下の 15 項目は必ず定款に記載しなければなりません。記載が一つでも漏れていると定款自体が無効となるため、作成にあたっては注意する必要があります。

1. 事業

組合が目的を達成するために行う事業内容について規定しましょう。

2. 名称

メンバーで話し合っ て決めた法人名称を規定しましょう。その際、法人名称には「労働者協同組合」という文字を用いる必要があります。なお、特定労働者協同組合でない組合は、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされており ますので、注意しましょう。

3. 事業を行う都道府県の区域

労働者協同組合が、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するという目的を持つことを踏まえ、その活動する区域を明らかにするために規定するものです。都道府県は一つに限定されるものではなく、仮に全国で活動する組合であれば、全ての都道府県を記載することが想定されます。（「日本全国」、「首都圏内」、「〇〇地方」といった一括りにした記載は認められません）

なお、将来的に区域を拡大する可能性がある場合、具体的な方針や事業計画などに掲げるほどの事業を行う予定がない区域については、定款に記載すべきでないと考えられます。また、区域の拡大の可否は、総会において、その時点の組合員の議決によって決すべきと考えられます。

4. 事務所の所在地

事業所（主たる事務所及び従たる事務所）を置く所在地について、市町村名まで記載します。

5. 組合員たる資格に関する規定

労働者協同組合の組合員資格を有する者は、定款で定める個人であり、法人が組合員となることは認められており ませんので注意しましょう。

6. 組合員の加入及び脱退に関する規定

組合の加入に必要な手続方法や、組合員の意思に基づく自由脱退の方法、労働者協同組合法により規定されている法定脱退に係る規定、除名の要件や除名の手続等について盛り込みましょう。また、脱退時の持分の払戻しに関するルールも定めておく必要があります。

◆ 法定脱退とは

労働者協同組合法では、組合員は組合員の意思と関係なく次の事由によって脱退することとなっています。

- ①組合員たる資格の喪失（定款や法令等に定められた組合員資格の喪失）
- ②死亡
- ③除名

◆ 除名とは

労働者協同組合法では、次の組合員につき、総会の議決によって除名することができます。

- ①長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- ②出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員
- ③その他定款で定める事由に該当する組合員

上記の③については、組合の事業を妨害した（又は妨害しようとした）組合員や犯罪等により組合の信用を失う行為をした組合員等を規定することが考えられます。

7. 出資一口の金額及びその払込みの方法

出資金一口の金額について定めます。（出資金の考え方については、「2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安」の「出資金の額の設定方法」を参照のこと。）

また、出資の払い込み方法は、定款に定める方法であれば一括払いでも分割払いでも良いとされており、定款に定める際は以下のように定めることが考えられます。

- 全額払込制のみとする
- 分割払込制のみとする
- （組合員の希望に応じて）全額払込制と分割払込制のいずれでも良い
- 全額払込制が原則だが、（組合員の希望に応じて）分割払込制としてもよい
- 分割払込制が原則だが、（組合員の希望に応じて）全額払込制としてもよい

8. 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

剰余金の処分方法については、労働者協同組合法で、①準備金、②就労創出等積立金、③教育繰越金を毎事業年度、剰余金の一定割合を積み立てることとなっているため、その旨を規定するとともに、従事分量配当を行う旨や、組合独自で設ける任意積立金等についても規定することが考えられます。なお、従事分量配当について、従事した程度の具体的な評価基準（日数、時間数、業務の質や責任の軽重など）は、組合員の話し合いで定めることができます。

また、損失の補填は、繰越剰余金や準備金等を取り崩す等の規定を設けることが考えられます。

注意！ 特定労働者協同組合の場合

より非営利性を徹底した特定労働者協同組合を目指す場合は、定款に「剰余金の配当を行わない」旨を明記する必要がありますのでご注意ください。

9. 準備金の額及びその積立ての方法

準備金は、労働者協同組合法により「定款で定める額」に達するまで、毎事業年度、剰余金の一定割合を積み立てることとされているもので、損失の填補に充てる場

合を除いては、取り崩してはならないとされている積立金です。

定款では、毎事業年度において剰余金の何割を積み立てるのか、どれぐらいの金額まで積み立てるのかを規定する必要がありますが、労働者協同組合法では、積立割合は毎事業年度の剰余金の10分の1以上の額を、「定款で定める額」（積み立てなければならない金額）は出資総額の2分の1を下回ってはならないとされていますので注意しましょう。

10. 就労創出等積立金に関する規定

就労創出等積立金は、労働者協同組合法により、毎事業年度、剰余金の一定割合を積み立てることとされている積立金です。その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるために積み立てるもので、そのための事業の実施に際して取り崩して使用することとされています。

定款では、毎事業年度において剰余金の何割を積み立てるのか規定することとなりますが、労働者協同組合法では毎事業年度の剰余金の20分の1以上の額を積み立てることとされていますので、この割合を下回らないように注意しましょう。

11. 教育繰越金に関する規定

教育繰越金は、労働者協同組合法により、毎事業年度、剰余金の一定割合を積み立てることとされている繰越金です。組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるために積み立てるもので、そのための事業の実施に際して取り崩して使用することとされています。

定款では、毎事業年度において剰余金の何割を積み立てるのか規定することとなりますが、労働者協同組合法では毎事業年度の剰余金の20分の1以上の額を積み立てることとされていますので、この割合を下回らないように注意しましょう。

12. 組合員の意見を反映させる方策に関する規定

組合員の意見をどのように反映させるのか、具体的な方法を規定します。

例えば、意見反映を会議により行う場合は、会議の開催時期や頻度、開催方法、最終的にどのように意思決定していくのかといった方法を規定することが考えられます。また、普段から意見反映を行っている場合は、「グループチャットへの投稿」や「意見箱の設置」等、具体的な内容を規定しましょう。

なお、どのように意見反映を行うかは「3-1 3つの原理に則る運営」をご参照のうえ、各組合の実情に合わせてご検討ください。

13. 役員の数及びその選挙又は選任に関する規定

理事及び監事の数等を何人とするのか規定します。なお、労働者協同組合法では、理事は定数3人以上、監事は定数1人以上置くこととされていますので、これを下回らないようご注意ください。

また、役員をどのように決定するのかについても規定します。労働者協同組合法では、役員を選定は総会において1人1個の無記名投票による選挙や、定款で定めるところにより、総会の議決により行うこととされていますので、これらのことに注意して規定を設けましょう。

※役員を選定方法については、「2-5 設立に必要な手続や書類」をご参照ください。

14. 事業年度

組合の事業年度は毎年何月何日から始まり、翌年何月何日に終わるのかを規定します。

15. 公告方法

公告を行うこととなった場合の公告方法について規定します。労働者協同組合法では、公告方法として、「当該組合の事務所の店頭に掲示する方法」に加えて、「官報に掲載する方法」、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」、「電子公告」の3つのうちいずれかを定款で定めることができますとしていますので、組合の実情等を踏まえ、どの公告方法とするか検討し、規定しましょう。

以下に当てはまる組合が必ず記載しなければならない事項（相対的 necessary 記載事項）

以下に当てはまる場合は、必ず定款に記載しましょう。絶対的 necessary 記載事項と同様、必要記載事項を欠くと定款が無効となりますのでご注意ください。

1. 組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由
2. 現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
3. 組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名
4. 特定非営利活動法人の組織変更後の組合（※）は、組織変更時財産額
5. 特定非営利活動法人の組織変更後の組合（※）は、特定残余財産の処分に関する事項

※ 特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更は、労協法附則第4条により令和7年9月30日まで認められていたものであり、令和7年10月1日以降は認められておりませんのでご注意ください。

任意記載事項

上記の絶対的 necessary 記載事項及び相対的 necessary 記載事項以外にも、任意の事項を定めることが可能です。

定款作成・運営上の主な留意点

公証役場での認証は不要

株式会社などとは異なり、労働者協同組合の定款は公証役場での認証手続が不要です。これにより設立費用を抑えられますが、法務局に登録するまで外部機関のチェックがないため、記載事項に漏れや法的な誤りがないか入念に確認する責任があります。

定款に定めても無効となる内容

労働者協同組合法に違反する内容を記載した場合、その効力は認められません。例えば、定款に出資額に応じた配当（出資配当）を行う旨の定めを設けても無効となります。

規模によって定めておくの良い仕組み

組合員の人数に応じて、以下の機関を定款で設置することができます。

◆ 総代会

組合員が200人を超える場合に、総会に代わる機関として設置できます。

◆ 組合員監査会

組合員が20人以下の場合に、監事に代わる監査機関として設置できます。

定款と規約の関係

規約は、定款で定めなければならない事項を除いて、定款を補完するものとして、以下の事項について定めることができるものです。規約の設定、変更又は廃止は、総会で議決する手続が必要ですが、組合員の半数以上が総会に出席し、その議決権の3分の2以上の議決を必要とする定款とは異なり、総会出席者の議決権の過半数の議決があれば、規約の設定、変更、廃止が可能です。なお、規約の変更事由のうち、「条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わない関係法令の改正に伴う規定の整理」に係るものについては、定款に、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定めておくことで、総会の議決を経ることを要しません。



規約で定めることができる事項

- ・ 総会又は総代会に関する規定
- ・ 業務の執行及び会計に関する規定
- ・ 役員に関する規定
- ・ 組合員に関する規定
- ・ その他必要な事項

定款の変更手続

定款の変更には、総会での特別議決（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決）が必要です。議決後は、変更のあった日から2週間以内に管轄の行政庁（都道府県）へ定款変更の届出が必要です。なお、変更内容が登記事項に関わる場合は、変更のあった日から2週間以内に法務局で変更登記を行う必要があります（変更登記に係る登録免許税は非課税です）。



登記事項の内容

- (ア) 目的及び業務
- (イ) 名称
- (ウ) 事務所の所在場所
- (エ) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (オ) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- (カ) 出資1口の金額及びその払込みの方法
- (キ) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
 - こちらの内容は、毎月のように変わる可能性のある項目ですが、事業年度末から4週間以内に変更登記を行えば良いこととされております。
- (ク) 公告の方法
- (ケ) 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

モデル定款について

都道府県によっては、モデル定款を作成し HP にて公表している都道府県もあります（例：大阪府、岡山県）。作成にあたり書きぶり等の不明点が出てきた場合は、これらのモデル定款を参考にしましょう。ただし、定款は各組合の実情に応じて、組合員で話し合って策定するものです。モデル定款を参照する場合であっても、そのままモデル定款の内容を書き写すのではなく、自分たちの組合の事業内容や目的に適したものを作成しましょう。